①～⑨の感染症については、治癒後の登園の際には、下記の登園届の提出をお願いします。(事務室に置いてあります)　⑩～⑳についても受診時、登園可能か否かを医師へ必ずお尋ねください。

**※登園可能な時期については受診の際、医師に必ず確認されてください。**

※集団生活の場である園では、完全に治癒せぬまま登園されますと、抵抗力の弱い子ども達への集団感染へとつながります。結果、看病の為に保護者皆様の就労にも大いに影響をきたしますので**『相手から病気をもらわない、相手に絶対にうつさない』**を認識していただき、みんなで防ぎましょう。